

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

(平成 18 年 4 月 19 日東京都公安委員会規則第 7 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「情報通信技術活用法」という。）及び国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「国家公安委員会規則」という。）第 11 条の規定に基づき、東京都公安委員会、警視総監又は警察署長（以下「公安委員会等」という。）に係る申請等又は処分通知等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
 - (2) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
 - (3) 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき公安委員会等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成 15 年政令第 27 号）第 3 条各号に定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（次号において「裁判手続」という。）において行われるものを除く。）をいう。
 - (4) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき公安委員会等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等又は処分通知等の公表)

第3条 東京都公安委員会は、国家公安委員会規則第11条第1項の規定に基づき、公安委員会等に係る申請等又は処分通知等のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるものを定めたときは、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

第4条 情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって、東京都公安委員会が定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

- 2 情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって前項の技術的基準に適合するものを備えたものから入力し、又は送信して、申請等を行わなければならない。
- 3 前項に規定する者は、東京都公安委員会が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき、若しくは記録すべき事項を併せて入力し、又は送信しなければならない。ただし、特に必要があるとして公安委員会等から求められたときは、入力し、又は送信した当該事項の確認のために必要な限度において、併せて提出すべきこととされている書面等の提出をしなければならない。
- 4 前2項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、東京都公安委員会が別に定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
 - (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明

書をいう。)

- (3) 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- 5 同一の内容の書面等を複数提出すべきこととされている申請等について、第 2 項及び第 3 項の規定により申請等を行う者が当該複数の書面等のうち一通の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力したときは、当該申請等に必要な数の書面等が入力されたものとみなす。
- 6 公安委員会等は、第 2 項の規定により申請等を行う者が第 3 項に規定する事項を入力するに当たり、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。
- 7 第 1 項の規定により行われた申請等については、当該申請等に関する法令の規定により提出することとされている公安委員等に提出され、かつ、当該申請等に関する法令の規定により受理することとされている公安委員会等が受理したものとみなす。

(申請等に係る署名等に代わる措置)

第 5 条 申請等を行う者が申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等をするのが規定されているものを第 4 条の規定により行う場合は、当該署名等に代えて氏名又は名称を明らかにする措置として、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第 4 項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置を講ずるものとする。ただし、東京都公安委員会が別に定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

- 第 6 条 第 4 条の規定により申請等を行う者は、当該申請等のうちに次に掲げる場合に該当する部分があるときは、当該申請等のうち当該部分以外の部分について同条の規定による申請等を行うことができる。
- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
 - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なうと公安委員等が認める場合
- 2 前項の掲げる場合において、第4条の規定により申請等を行う者が書面等（前項に掲げる場合に該当する部分に限る。）を提出するときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにして、速やかに提出しなければならない。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等）

第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて東京都公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、行わなければならない。

- 2 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信して、処分通知等を行わなければならない。
- 3 前項の規定により処分通知等を行う場合は、公安委員会等は、東京都公安委員会が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第8条 前条第2項及び第3項の規定による処分通知等は、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を次に掲げる方式による表示をする場合に限り行うことができる。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の東京都公安委員会の定めるところより行う届出

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第9条 公安委員会等が処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第7条の規定により行う場合は、当該署名等に代えて氏名又は名称を明らかにする措置として、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置を講ずるものとする。ただし、東京都公安委員会が別に定める方法により当該処分通知等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第10条 公安委員会等は、第7条の規定により処分通知等を行う場合に、当該処分通知等のうちに次に掲げる場合に該当する部分があるときは、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分について同条の規定による処分通知等を行うことができる。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は処分通知等に係る利便性を著しく損なうと公安委員会等が認める場合